

初期投資軽減のための支援

1. 投下固定資産取得費補助金 (問い合わせ先: 沖縄県商工労働部企業立地推進課 098-866-2770)

沖縄県企業立地促進条例に基づき、工場等を建設し、操業するために取得した投下固定資産の経費等に対する助成をします。

対象経費及び助成要件	助成金の額															
1 製造業等に係る投下固定資産取得費に対する助成 対象事業者: 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業の用に供する目的で投下固定資産を取得した者 対象経費: 土地(土地については、下記2において助成を受ける場合、重複は不可)、建物及びその附属設備構築物、機械及び装置 対象地域: 工場造地 助成要件: ①5,000㎡以上の工場等用地を取得(借地を含む)すること。 (デザイン業及び自然科学研究所にあっては2,500㎡以上) ②2億5千万円以上の投下固定資産(用地を除く)を取得すること。 ③用地取得後3年以内に、操業又は営業を開始すること。 ④用地を取得した日から操業又は営業開始後2年以内に新規に従業員を10人以上(うち県内居住者1/2以上含む)雇用すること。	投下固定資産取得費に対する助成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規雇用者数</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上</td> <td>25%</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>35人~49人</td> <td>20%</td> <td>8億円</td> </tr> <tr> <td>20人~34人</td> <td>15%</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>10人~19人</td> <td>10%</td> <td>4億円</td> </tr> </tbody> </table> ※限度額の対象について、2用地取得費に対する助成額を受ける場合は、当該助成額と用地取得費に対する助成額の合計を限度額の対象とする。	新規雇用者数	助成率	限度額	50人以上	25%	10億円	35人~49人	20%	8億円	20人~34人	15%	6億円	10人~19人	10%	4億円
新規雇用者数	助成率	限度額														
50人以上	25%	10億円														
35人~49人	20%	8億円														
20人~34人	15%	6億円														
10人~19人	10%	4億円														
2 製造業等に係る旧特別自由貿易地域内の用地取得費に対する助成 対象事業者: 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、不動産賃貸業、航空整備業に属する事業の用に供する目的で固定資産を取得した者 ※県内の旧特別自由貿易地域以外の場所から当該地区へ移転する事業者は、産業高度化及び雇用者数の維持を要件とする。 ※既に旧特別自由貿易地域に立地している事業者が新たに用地を取得する場合は、雇用者数の維持を要件とする。 対象経費: 土地 対象地域: 旧特別自由貿易地域 助成要件: ①平成34年3月31日までに3,000㎡以上の用地を取得すること。 ②用地の取得後3年以内に操業又は営業を開始すること。 ③操業又は営業開始後2年以内に沖縄振興特別措置法第44条に定める特別事業認定を受けること。	用地取得費に対する助成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成要件</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成要件①及び②を満たした場合</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>助成要件①~③までを満たした場合</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	助成要件	助成率	助成要件①及び②を満たした場合	25%	助成要件①~③までを満たした場合	50%									
助成要件	助成率															
助成要件①及び②を満たした場合	25%															
助成要件①~③までを満たした場合	50%															
3 情報通信産業等に係る投下固定資産取得費に対する助成 対象経費: 建物及びその附属設備、構築物 対象地域: 情報通信産業振興地域 助成要件: ①自ら事業の用に供する部分の建物延べ床面積500㎡以上の建物を取得した者(コールセンター等については2,000㎡以上) ②建物延べ床面積の1/2以上を自己の事業所として使用する者 ③新規に県内居住の従業員を20人以上雇用する者(コールセンター等については200人以上) ④用地取得後2年以内に、操業又は営業を開始した者 対象事業: ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業等	投下固定資産取得費に対する助成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規雇用者数</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上</td> <td>5%</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>35人~49人</td> <td>5%</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>20人~34人</td> <td>5%</td> <td>2億円</td> </tr> </tbody> </table>	新規雇用者数	助成率	限度額	50人以上	5%	10億円	35人~49人	5%	6億円	20人~34人	5%	2億円			
新規雇用者数	助成率	限度額														
50人以上	5%	10億円														
35人~49人	5%	6億円														
20人~34人	5%	2億円														
4 国際航空運送事業等に係る投下固定資産取得費に対する助成 対象経費: 建物賃借料及びその附属設備、構築物、機械及び装置 対象地域: 那覇空港地域内 助成要件: ①5,000㎡以上の特定工場等を賃借した者 ②新規に県内居住の従業員を20人以上雇用する者 ③建物取得後2年以内に、操業又は営業を開始した者 対象事業: 国際航空運送業等	1.投下固定資産取得費に対する助成 (1)特定工場等の投下固定資産 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新規雇用者数</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上</td> <td>5%</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>35人~49人</td> <td>5%</td> <td>6億円</td> </tr> <tr> <td>20人~34人</td> <td>5%</td> <td>2億円</td> </tr> </tbody> </table> (2)新規雇用者に対する助成 新規雇用者数×40万円 2.建物賃借料に対する助成: 県知事が適正と認める額	新規雇用者数	助成率	限度額	50人以上	5%	10億円	35人~49人	5%	6億円	20人~34人	5%	2億円			
新規雇用者数	助成率	限度額														
50人以上	5%	10億円														
35人~49人	5%	6億円														
20人~34人	5%	2億円														

※助成金を申請される場合、事前に助成対象予定者としての指定が必要となりますので、用地を取得(賃借)される日の30日前までに所定の申請書を企業立地推進課へご提出下さい。

2. 沖縄振興開発金融公庫の融資制度

国際物流拠点産業集積地域、産業高度化・事業革新促進地域内において事業を行うために必要な資金を融資します。

資金名	限度額	返済期間	問い合わせ先
産業開発資金	所要資金の7割	25年以内	融資第一部 産業開発融資班 TEL:098-941-1765
中小企業資金	7億2,000万円	20年以内	融資第二部 中小企業融資第一班 TEL:098-941-1785
生業資金	7,200万円		融資第二部 中小企業融資第二班 TEL:098-941-1795

※上記のほかにも事業の種類、資金の使いみちによって、さまざまな融資制度があります。
 ※融資制度を活用するためには、金融機関等との個別の調整が必要となります。その際には事業の採算性や自己資金確保等の見通しのほか、保証人や担保提供についての事前調整が必要となる場合があります。

輸送費に対する支援

1. 航空コンテナスペース確保による支援制度 (問い合わせ先: 沖縄県商工労働部 アジア経済戦略課 TEL.098-866-2340)

沖縄県が航空会社のコンテナスペースを借り上げ、県内生産者等へ提供することにより、輸送費の軽減緩和を図ります。
 (燃油サーチャージ及び通関費用、貨物受取手数料等輸出諸掛は利用者負担)

対象者: 沖縄県内生産者、県内製造業者、県内流通業者、国内に本拠を置く輸出商社等

対象貨物: 県内で生産された農作物、畜産物、水産物、加工食品、精密機械類
 ・県外で生産された農作物、畜産物、水産物、加工食品

輸出対象地域: 香港/台北/上海/ソウル/バンコク/シンガポール/クアラルンプール(※クアラルンプールはシンガポールからの陸送)

実施期間: 平成30年度内(ただし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する)

支援内容・条件: ・継続して空輸輸送を計画するもの(3年間の事業計画) ・輸出品目の内容、数量、金額等を沖縄県に対して報告する者
 ・流通コストを沖縄県及び生産者へ開示する者

※原則として那覇空港持込み、現地空港渡しである。



2. 企業集積・定着促進事業輸送費補助金 (問い合わせ先: 沖縄県商工労働部 企業立地推進課 TEL.098-866-2770)

製品の県外出荷及び資材調達に係る輸送を補助します(～平成31年度)。

事業対象: 国際物流拠点産業集積地域のうち、旧特別自由貿易地域内の製造業企業

対象経費: 旧特別自由貿易地域における製造物の県外出荷・資材調達にかかる輸送経費

補助額: 1社あたり年間輸送経費総額の5割(補助限度額有/立地年数に応じた補助率変更有)

